

農企第 1576 号

平成24年 9月 24日

関係機関の長 殿

農林水産部長
(公印省略)

アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)

アスファルト舗装切断時に発生する濁水の処理については、平成24年1月10日付農企第2751号「アスファルト切断汚濁水の適正処理に関する取り扱いについて(通知)」により通知していましたが、沖縄県農林水産部内における取扱基準を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 処理について

アスファルト舗装切断時に発生する濁水は、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)」に基づき適正に処理することとする。

2 適用範囲

本通知は、平成24年11月1日以降、沖縄県農林水産部が予算執行伺いを決裁する工事から適用する。なお、既契約済み工事においても対応可能なものについて適用する。

3 積算について

- ・処理費用は必要に応じて計上するものとする。
- ・処理数量等の確認については、マニフェスト等により確認を行うこと。

4 その他

処理及び積算における詳細な取扱基準は(別紙)により定めるものとする。

取 扱 基 準

1 アスファルト舗装版切断時に発生する濁水の処理について

発生する濁水は「汚泥」として、廃掃法に基づき適正に処理する。

①回収方法

原則、濁水(汚濁)を回収する機能を有するカッター機械により回収を行うものとする。
ただし、それによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。

②保管について

排出事業場から搬出されるまでの間の一時的な保管については、廃掃法施行規則8条の産業廃棄物保管基準に従わなければならない。また、搬出後の収集運搬工程における保管は、廃掃法施行令6条第1号ホで定める保管の基準に従わなければならない。

なお、保管場所の面積(囲いで覆われた面積)が300m²以上の場合、廃掃法施行規則8条第2号の2により保健所に届出を行わなければならない。

<基準のポイント>

- ・保管の場所の周囲に囲いを設けること。
- ・保管の施設の出入り口に掲示板をもうけること。
- ・保管の場所から廃棄物の飛散・流出等がないよう所要の措置を講ずること。

③運搬について

回収した濁水は、廃掃法施行令第6条の運搬の基準に従って適正処理を行うこと。
なお、運搬を収集運搬業者に委託する場合は、廃掃法施行令6条第2号によること。

<基準のポイント>

- ・産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ・収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・収集運搬施設を設置するときは生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・運搬車両、運搬容器等は産業廃棄物が飛散、流出、悪臭がもれるおそれのないものであること。
- ・運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の運搬車である旨等の表示をし、必要な書面を運搬車に備え付けること。

2 舗装切断時に発生する濁水の回収・運搬・処分に要する費用の積算について

発生する濁水(汚泥)の処理に要する費用は必要に応じて計上するものとする。なお積算にあたっては、運搬費と処分費の合計が最も経済的になるよう留意すること。

①回収費についての積算

平成24年度の歩掛改正で、舗装切断工において標準作業として汚濁水の回収が追加されたことから、標準積算によるものとする。なお、実施の際協議等により別工法で回収を行う場合においても設計変更の対象としないものとする。ただし、上記によりがたい場合はこの限りではない。

②運搬費についての積算

土木工事積算基準書Ⅱ-3-⑩-1「泥水運搬工」によるものとする。なお、本歩掛によりがたい場合は、見積もり等により施行単価を決定するものとする。

なお、回収される濁水(汚泥)の量は、現場の諸条件により実施数量が変動するため、現場施工後に提出されるマニフェスト等により実数量を確認し精算変更をすることを原則とする。また、当初設計においては下記の濁水量算定式により算出し計上するものとする。

・濁水量算定式

$$V = 0.023 \times t \times L$$

V：発生する濁水量(m³) (設計単位は少数点第1位未満四捨五入とする。)

t：舗装版切断深さ(m)

L：舗装版切断延長(m)

③処分費についての積算

「建設廃棄物実態調査報告書」または、見積もりにより受入料金を計上するものとする。

3 特記仕様書記載について

本通知を適用する工事においては、下記の記載例を参考に特記仕様書に記載するものとする。

特記仕様書記載例

(アスファルト舗装切断時に発生する汚濁水の処理について)

アスファルト舗装切断時に発生する汚濁水は、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理することとする。